

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第1章 ～ 第7章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p><b>第37条</b> 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。<u>ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p><b>第39条</b> 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。<u>ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第40条 ～ 第41条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 (略)</p> <p>第1章 ～ 第7章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p><b>第37条</b> 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p><b>第39条</b> 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第40条 ～ 第41条 (略)</p>	

附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。